別紙１

令和元年７月１日以降公告分より適用

低入札価格調査における入札参加制限の具体的事例

※　同一発注工事種別に限ります。

※　❶などの白抜数字は入札書比較価格の 92%未満で落札した工事を表わしています。

※　“××”は入札に参加できない期間を、“○○”は入札に参加できる期間を表しています。

［例１］　技術者９人のＡ社が、土木一式工事で、入札書比較価格の９２%未満で落札した場合

※　92%未満で落札した工事❶の進捗率が 80%以上となった 9/11 以降の公告分から入札参加可能になります。
それまでは、同一発注工事種別への入札参加はできません。

［例２］　技術者１５人のＢ社が、土木一式工事で、入札書比較価格の９２%未満で落札した場合

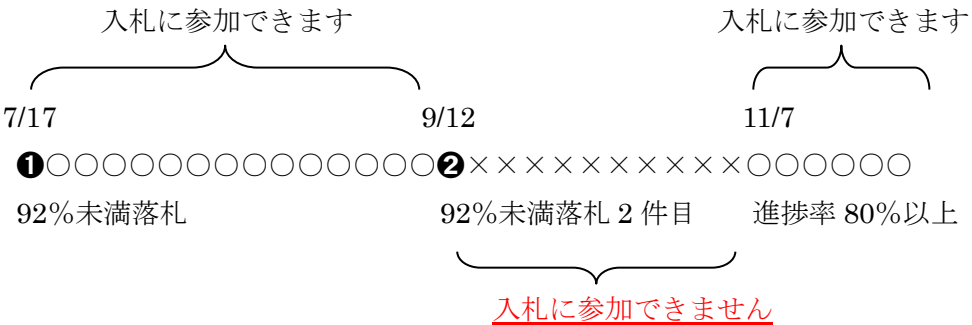

※１　9/12 に 92%未満で落札した工事❷までの間においては、入札に参加できます。

※２　❶及び❷を 92%未満で落札したため、❶又は❷のいずれかの工事の進捗率が 80%以上となった 11/7 以降の公告分から入札参加可能になります。

［例３］　［例１］において、低入札価格調査を経て落札した工事に、工事中止期間があった場合

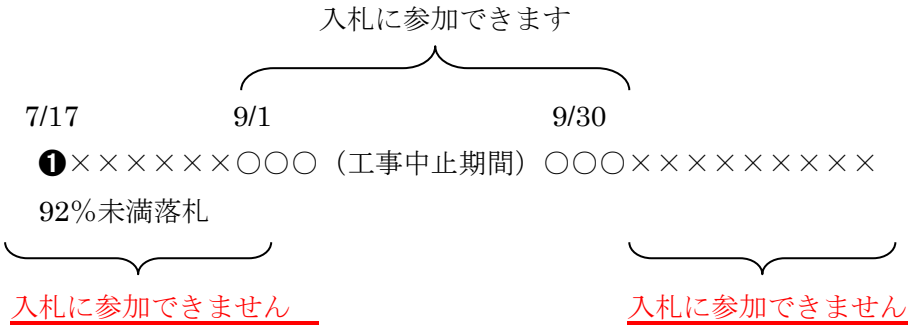

※１　工事中止期間中（9/1～9/30）は、受注制限件数の対象から除かれるため、入札に参加できます。

※２　工事中止期間が終了する 9/30 以降は、受注制限件数に含まれるため、入札に参加できません。

［例４］　入札参加資格を有とした工事①が、翌週に開札する別工事を９２%未満での落札により、工事①の入札参加資格が無効となる場合

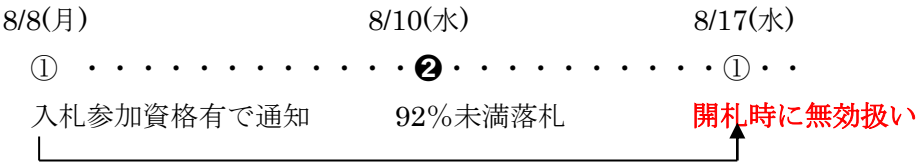

※　　入札参加資格有りと通知した工事①（月曜日に通知）について、同週の水曜日に開札する別工事❷を 92%未満で落札した時点で、低入札価格調査による受注制限件数の上限となった場合、工事①は開札時において、“無効”となります。